

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	別府市 国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

平成31年5月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル 特定健診等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16及び30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条及び第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の27、42及び43の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項</p> <p>別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条及び第55条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活環境部 保険年金課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1148 MAIL:inp-le@city.beppu.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①システムの修正	統合宛名システム	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システムの名称の修正)
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、43条、第44条、第46条、第49条及び第53条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条及び第55条の2	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法、別表第2の主務省令一部改正)
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	